

# 介護体験を 聞く会



ホームページ  
http://www.yanagida-kaigo.co.jp/

## 第163回 介護体験を聞く会

平成27年7月25日(土)  
に開催

### 議題

- ① Wさん(74歳) 女性の事例検討
- ② 在宅介護家族相談会
- ③ グループホーム運営推進会議

ではあるが確実にADL(特に下肢筋力)が低下している中で、ご家族とデイサービスで情報を共有し、ご本人の意欲とADLの向上を目指し対応を再検討する。

介護保険利用状況：要介護4  
柳田デイサービス週4回利用  
利用開始日：平成24年12月3日柳田デイサービス利用開始

出身地：新潟県柏崎市  
性格：穏やか  
主介護者：長女

\*既往歴  
平成24年6月 右変形性膝関節症  
7月くも膜下出血・右脳梗塞・水頭症

① Wさん(74歳) 女性の事例検討目的：緩やかな

会報第162号

平成27年8月18日発行  
発行所…(有)明寿会  
住所…川崎区中島1-13-3  
電話044-233-0061  
\*定例会は最終土曜日です。  
(今月は8月29日)です

フアモチジン錠20mg  
(夜1錠) 胃酸分泌を抑える薬  
アドルパスタシン錠10mg(夜1錠) コレストロールを下げる薬  
バイアスピリン錠10mg(夜1錠) 血の流れを良くする薬  
カルプロック錠8mg(朝1錠) 血圧を下げる薬  
ミカルデイス錠20mg(朝1錠) 血圧を下げる薬  
デパケン錠200mg(朝2錠) けいれん発汗を抑える薬  
ピオスリー配合散(朝昼夕各2錠) 腸の働きを助ける薬  
マグミット錠250mg(朝昼夕各1錠) 胃酸を抑え、便通を良くする薬  
エバロースカプセル300mg(朝昼夕各2錠) 血の流れを良くする薬  
\*生い立ち



グループホーム  
集団タクティールケア

昭和16年新潟県柏崎市にて5女1男の3女として生まれる。父親は学校の校長であった。柏崎実践女子学校を卒業後、横浜の綱島で姉の家に同居し、東京の会社に勤める。昭和42年結婚し川崎市中原区に住む。1男2女を出産。ほとんど専業主婦であったが、末の娘が学校に通っている間、クリーニングの白洋舎などで働いていたこともある。平成19年川崎区へ転居。  
\*主なADL(デイサービスでの様子)  
会話：お話しは好きで、他

の利用者さんにも本人から話しかけられている。理解力：基本的には日常会話は理解可能。問いかけと違った答えが出て来ることがあり、つじつまが合わないこともある。集中していないときには、何をしたいのかが分からず不安になることがある。  
歩行：室内では両手引きにて歩行。足が出ないの立位の保持をしてから一歩ずつ確実に進めるようにする。外出時は車いすを使用。  
食事：デイサービスでの食事は、主食は通常170gのところを、体重の減量を目的として100g提供。副食は通常量。箸を上手に使い、毎食完食。  
排泄：尿意・便意あり、意思表示もできる。失禁はほぼないが、念のためパットを使用している。  
着脱衣や着席時・立ち上がり時は一部介助が必要なこともある。  
入浴：入浴時はリフトを使用。洗髪・背中の清拭は介助。上肢は自分で洗うが、下肢は全介助。



グループホーム  
家族と花火見物

着脱：上着衣は自身で着られるが、下着衣は足が上から足先に手が届かないため、介助が必要。  
送迎：玄関から両手引きにて車まで歩行、リフト席に乗る。2列目より後ろの席には踏み台を使って乗車はできるが、座位での横移動に時間がかかるため基本的にはリフト席に乗ってもらっている。

\*家庭での様子

室内の移動は手引き歩行。椅子に座っていることが多い。ご家族でも、入浴の介助をされています。休日は、外を歩いています。歩行距離が伸びませ

ん。夜中にトイレに行くときに時間がかかり困っておられるようです。自ラしたいことが見つけれないようで、何もせずボーツとしていることがよくあるようです。2階までの昇降はリフトを利用。夕食は味付けをなさっておられます。夕食が終わるとすぐベッドに行きたがるようです。休日は、コーヒを飲みに行かれないことを楽しみになさっているようです。

\*現在の主な問題点とその経緯

自宅からデイサービスへの往復時、またデイサービス内でのトイレや入浴時などの短い初動においても足の運びが悪く、途中で休みながらの移動になる。足首も曲がりにくいため、マット等の障害があるとならずにしまうことが多い。体重の管理はご本人もとても気にかけて努力はしているようだが、思うほど体重の減少には結びついていない。

\*解決への取り組み

下肢筋力の向上のためには、200回体操やゴムチューブを使った体操にご本人から積極的に参加されている。疲れすぎないようにリハビリへの意欲が低下してしまわないよう、担当者はご本人の意向に沿って運動量を調整している。

まずは立位がしっかりとできることから始める。ご本人の手を取って正しく立つ姿勢を取る事も、膝をしつかりと伸ばして立てるようにする。椅子に座るときにもまず手が出てしまうので、数歩前へ出てから机に手をつくようにお話しをしている。歩行は、一歩目が出にくいので、その場でリズム（足踏み）をとり、歩き出すようにお話しをしている。

\*今後に向けて（家族の意向）

足の動きが低下しており、本人および家族の悩みとなっており。自立して歩行できるように

なることが希望です。転んだら、滑ったりしないように、足の強化、柔軟性、バランス能力の向上、お風呂等では、滑ってしまいがちなことを避けたい。足が踏ん張れるようになれば良いと思います。

検討会より

柳田CM..以前はよく病院に行かれていたが。Wさん..最近はそのなに行っていない。以前は頻尿と便秘をすごく気にしていた。

柳田CM..何かあるたびに、よく病院に連れて行っていましたよ。

院長..そのたびに薬が増えていましてしたか？今の医学では病院に行くたびに薬が増える。飲む薬を半分減らしたら体調が良くなった例もある。柳田CM..リハビリの方はどうですか。

前田..最近ではセーブしてやっています。

Wさん..疲れやすく、帰ってくる足が上から下へ落ちてくる。足が上がる時がある。

柳田CM..褒めてあげると喜びますよ。足が出ないとか言う本人は落ち込んでしまう。

Wさん..本人も歩きたい気持ちはある。足が出ないと何でだろうと。

柳田CM..ベッド上で出来る事があれば土日でもやってみるといいかもしれない。

Wさん..プリントとか日課にしてもらうとやりやすい。

柳田CM..そのほうが本人も達成感があつてやる気も出るのでそうしていきたいましよう。

②在宅介護家族相談会  
Nさん..姉は2割負担になったらお金がかかるから日曜はデイサービスをやめるようにと言われた。お前が見たくないからそういう所に入れるんだろと言われる。  
院長..保険料が上がって家族が見るようになり家族の負担が増える。家族間のトラブルが増える。倒れる人も出るだろう。

③グループホーム運営推進会議  
昨日グループホームの玄関、フロア、各居室にカメラが設置されました。



終戦七〇年記念花火大会

夜勤中などに2、3人が同時に動かれた場合対応が厳しい場面もあります。職員一同頑張っていきたいと思えます。

次に現在3名の方が入院されており、お一人は本日退院されました。1名の方は療養型へ今後入院される予定です。もうお一方は特養クロスハートへ移動される事になり、近々2部屋空きが出る予定となっております。お知らせの合う方がいらつしやいましたら、ぜひ紹介して頂ければ幸いです。

今後の行事としましては7月31日(金)伊勢町盆踊り、8月15日(土)六郷の花火大会をホームの屋上で見学を予定しています。皆様ご出席をよ

ろしく願います。

### ドアツードアからドアツードアへ

6月27日に行われた集団指導講習会の資料に、「利用者の状態により、通所介護を利用するにあたり、通常よりも準備などについて手間を要する場合においては訪問介護を利用する事も可能ですが、通常は通所介護事業所が玄関の外からではなく、自宅内までの送迎を行う必要があります。」と記載されておりました。

今までは役所から「玄関から玄関」と言われていたのが、送迎は「家の中まで」という事です。家の中まで利用者さんを送る事で、車内に他の利用者さんを長時間待たせてしまう事になります。例えば、20階建てのマンションの最上階に住む利用者さんを自宅内まで送っていたら何分かかるでしょう?10分はかかりません。その10分間、他の利用者さんは車内で待っている事になるのです。認知症の方は、なかなか出発

しない事に対し不穏になるかもしれない。また、送迎に時間がかかれば、自宅に到着する時間も遅くなります。そうすれば家族の方も心配するでしょう。今でさえ交通事情により17時を過ぎれば「何かあったのかと思つたわ」との声が聞かれるのです。スタッフと車が増えればそれも可能だと思えますが、今の現状では不可能です。介護保険制度が変わったり、見直されるたびに、結局は利用者さんや現場で働くスタッフや事業所に負担がかかる事ばかりが決められていく気がします。本当に福祉の世界を良くしていくのであれば、役所の方が実際に現場に来ていろいろな事を体験し、高齢者に耳を傾けてほしいと思えます。

### 8月からの介護保険 2割負担がスタート

4月から介護保険制度が大きく変わり、介護予防の方は今後ヘルパーさん

とデイサービスは介護保険からははずしていくことが明記されました。各市町村が独自の介護予防・日常生活支援総合事業として、行なっていくことになり、川崎市はH28年度から行なっていくことになっております。しかし、未だ具体的な事はわかっていないのが実情です。

4月の大幅な改訂により、川崎区でも事業所が名前と一緒にお願いしたところや、不採算部門を廃止したり、介護保険事業から撤退したりする事例があらちこちで出てきております。

その上、8月から介護保険の自己負担は今までの1割負担が1割負担でし、負担が見直され、7月の半ば過ぎから順々に介護保険負担割合証が送られてきました。白い封筒には、大きな大ききの空色の物が入って送られてきました。私たちの事業所でも、10%くらいの方が2割負担となりました。全体では20%の方が2

割負担とのことです。年金が年額280万以上、2人世帯ですと346万以上の方が2割負担の対象者です。

8月の1ヶ月の予定表の作成が、これを確認しないと作成できず大変でした。1人暮らしの方や高齢世帯の方は、封書が来ても積んでおくだけの方も多く、一緒に探したり、それでもない方は役所に問い合わせたり、再発行をしてもらったりと8月の10日過ぎまで対応に大わらわでした。

2割になった方に、今まで6千円くらいで済んでいたのが、1万2千円必要となりどうして行くか検討しサービスを減らすか今までもどおりにするか相談し決めていきました。また、老人保健施設や特別養護老人ホームや介護療養型医療施設に入所やショートステイをする方の費用も8月から大きく変わりました。部屋代や食事代の負担の軽減基準が変更されました。大部屋の人にも部屋代負担が出て来ました。

①配偶者が市区町村民税



を課税されているかどうかを確認し、課税されている場合は負担軽減の対象外とする。

② 預貯金などの金額を確認し、次の基準額を超える場合には負担軽減の対象外とする。

配偶者がいる場合・合計2000万円 配偶者がいない場合・1000万円

また来年4月からは、遺族年金も所得とみなしていく。

その計算方法は、複雑な上、各施設の自由設定になっていきますので、詳しいことは、利用したい施設に直接確認しないと難しいです。特養の費用が今まで5〜6万で良かった人が、14〜15万にまたそれ以上になる方も

いるのには、正直びっくりしました。

このように、次から次へと法律が変わり、特養は安心だと思っていたものが、黙っているといきなりと変わってきてしまいます。

法令順守とよく言われますが、時代とともに法律は国民の声で作ります。粘り強く声を出していきましよう(関係資料4ページ末)

居宅 柳田



### 盆踊り

伊勢町の盆踊りを 皆さんと見に行きました。公園が近くなり賑やかな音頭が聞こえて来ると、皆さん自然に笑顔になりました。公園に着き櫓や

音頭をとっている子供さん達を見ると、「かわいいい、こんな小さな子供たちもお兄ちゃん達とたたいているね」と喜ばれ自然と手拍子をあわせたりされた。

踊りが始まると、自然と輪に入られた方もおり汗をかきながらも最後まで踊られました。以前は踊れたが、現在は身体が少々不自由になられた方もおり、両手を差し出すと、直ぐに立たれ本当に楽しそうに音頭に合わせました。

行くまでは躊躇してました方も、「奥様がお好きで、お元気な時に直ぐに櫓に上がり、踊っていたのを思い出した」と言われ感激されていま

した。町内の方々からも「お茶をいただき、踊りましょう」と声をかけて貰いました。皆さん大変楽しくされていました。

グループホーム旭町 太田

### 終戦記念花火大会

平成27年8月15日

に大田区六郷で花火大会が行われました。大田区では昭和59年8月15日に世界の恒久平和と人類の永遠の繁栄を願い、平和都市宣言を行い、これを記念する花火大会が毎年8月15日に行われ、今年で28回目になるそうです。グループホームでは毎年ホームの屋上で花火見物を行っています。今年も屋上にテーブルとイスを準備して6名の利用者さん、3名のご家族と一緒に花火を見物しました。今年入居された初めて花火見物に参加された利用者さんは、何度もきれいだねえとおっしゃられ、思ったより大きく見えたと言っていました。また目の悪い利用者さんからも暗い夜空に見えた花火だから良く見えたと言っていました。今年も終戦70年という節目の年で、平和への願いが込められた花火を戦中戦後を生き抜いてきた方々と見ることがとても感慨深いものがありました。

グループホーム旭町 漆原

(参考) 利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	対象者	負担限度額(円)	
		世帯代	食費
第1段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 老齢福祉年金を受給されている方 生活保護等を受給されている方	世帯代	0円
		従来型個室 (特養等)	320円
		ユニット型個室 (老健・療養等)	490円
		ユニット型個室	490円
第2段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間 80万円以下の方	世帯代	370円
		従来型個室 (特養等)	420円
		ユニット型個室 (老健・療養等)	490円
		ユニット型個室	490円
第3段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 上記第2段階以外の方	世帯代	530円
		従来型個室 (特養等)	570円
		ユニット型個室 (老健・療養等)	1,310円
		ユニット型個室	1,310円
第4段階	上記以外の方	負担限度額なし	

利用者負担段階	
第1段階	0円
第2段階	370円
第3段階	530円
第4段階	負担限度額なし